

新旧対照表

改正後

改正前

事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）

事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）

(平成 年分)

氏名

資産の種類	①	第 項	第 項	第 項	第 項
旧租税特別措置法第10条の4第3項、第4項又は第5項の該当項	①				
設備の種類	②				
設備の名称	③				
取得又は賃借の年月日	④	平・	平・	平・	平・
対象事業の用に供した年月日	⑤	平・	平・	平・	平・
取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円
リース料(月額)	⑦				
リース契約期間の月数	⑧	月	月	月	月
リース費用の総額	⑨	円	円	円	円
基準リース料(⑨× $\frac{60}{100}$)	⑩				
総所得金額	⑪				円
事業所得の金額	⑫				
事業所得の割合(⑫/⑪)	⑬	%			
総所得金額に係る所得税額	⑭	円			
事業所得に係る税額(⑭×⑬)	⑮				
本年税額基準額(⑮× $\frac{20}{100}$)	⑯				
取得価額又は製作価額の合計額(⑥の合計)	⑰				
税額控除限度額(⑰× $\frac{7}{100}$)	⑱				
特別控除額(⑱と⑲のいずれか少ない方の金額)	⑲				
基準リース料の総額の合計額(⑩の合計)	⑳				
税額控除限度額(⑳× $\frac{7}{100}$)	㉑				
本年税額基準額残額(⑱-⑲)	㉒				
特別控除額(㉑と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉓				
差引本年税額基準額残額(㉒-㉓又は㉒-㉓)	㉔				
繰越税額控除限度超過額(前年分の㉔)	㉕				
繰越税額控除限度超過額から控除される金額(附表の㉕)	㉖				
差引繰越税額控除限度超過額(㉕-㉖)	㉗				
同上のうち本年控除額(㉗と㉗のいずれか少ない方の金額)	㉘				
特別控除額の計(㉓+㉘+㉘)	㉙				

(平成 年分)

氏名

資産の種類	①	第 項	第 項	第 項	第 項
租税特別措置法第10条の4第3項、第4項又は第5項の該当項	①				
設備の種類	②				
設備の名称	③				
取得又は賃借の年月日	④	・	・	・	・
対象事業の用に供した年月日	⑤	・	・	・	・
取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円
リース料(月額)	⑦				
リース契約期間の月数	⑧	月	月	月	月
リース費用の総額	⑨	円	円	円	円
基準リース料(⑨× $\frac{60}{100}$)	⑩				
総所得金額	⑪				円
事業所得の金額	⑫				
事業所得の割合(⑫/⑪)	⑬	%			
総所得金額に係る所得税額	⑭	円			
事業所得に係る税額(⑭×⑬)	⑮				
本年税額基準額(⑮× $\frac{20}{100}$)	⑯				
取得価額又は製作価額の合計額(⑥の合計額)	⑰				
税額控除限度額(⑰× $\frac{7}{100}$)	⑱				
特別控除額(⑱と⑲のいずれか少ない方の金額)	⑲				
基準リース料の総額の合計額(⑩の合計)	⑳				
税額控除限度額(⑳× $\frac{7}{100}$)	㉑				
本年税額基準額残額(⑱-⑲)	㉒				
特別控除額(㉑と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉓				
差引本年税額基準額残額(㉒-㉓又は㉒-㉓)	㉔				
繰越税額控除限度超過額(前年分の㉔)	㉕				
繰越税額控除限度超過額から控除される金額(附表の㉕)	㉖				
差引繰越税額控除限度超過額(㉕-㉖)	㉗				
同上のうち本年控除額(㉗と㉗のいずれか少ない方の金額)	㉘				
特別控除額の計(㉓+㉘+㉘)	㉙				

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）</p> <p>この明細書は、青色申告者が平成15年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の4第3項、第4項及び第5項に規定する事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(2) 「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(3) 「⑧」欄には、事業化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(4) 「⑪」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては、2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「⑫」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうち赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。</p> <p>(6) 「⑭」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。</p> <p>(7) 「㉔」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「⑩-⑬」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「㉔-㉕」の金額を記載します。</p> <p>(8) 「㉖」欄には、その年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業化設備等をその年に対象事業の用に供しなくなった場合に、旧措法第10条の4第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記載します。</p> <p>(9) 「機械設備等の概要」欄には、機械設備等が事業化設備等に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第10条の4（この制度は、平成15年3月31日をもって廃止されました。）</p>	<p style="text-align: center;">事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第10条の4第3項、第4項及び第5項に規定する事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(2) 「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(3) 「⑧」欄には、事業化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(4) 「⑪」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては、2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「⑫」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうち赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。</p> <p>(6) 「⑭」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。</p> <p>(7) 「㉔」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「⑩-⑬」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「㉔-㉕」の金額を記載します。</p> <p>(8) 「㉖」欄には、その年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業化設備等をその年に対象事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法第10条の4第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記載します。</p> <p>(9) 「機械設備等の概要」欄には、機械設備等が事業化設備等に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の4</p>